（別表１）
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

Ⅰ　現状
（１）地域の概要・立地から想定される地域の災害リスク
当地区は、新潟県上越市内の東部に位置する山間地であり、長野県と県境を接している。過去には４メートルを超える積雪も記録する地区があるなど特別豪雪地帯に指定されている。地域の中心部を一級河川の保倉川（関川水系）が流れ、主要交通網として国道２５３号線と私鉄北越急行が中心部を走っている。平成１７年に旧上越市と近隣１３町村が合併し新上越市へと編入されているが、当地区は合併前から地理的・行政的・文化的につながりが深い地区であった。令和５年度に上越市浦川原区の旧浦川原商工会、上越市安塚区の旧安塚商工会、上越市大島区の旧大島商工会の３商工会が合併し、大浦安商工会となっている。令和 2 年の国勢調査では、商工会地区である 3 区の面積は、192.51 ㎡（全市面積の 19.7%）、人口が 6,469 人（全市人口の 3.4%）となっているが、人口は減少の一途をたどっている。

（２）地域の災害等リスク
（洪水：ハザードマップ）
当市のハザードマップによると、当地区内では浦川原区虫川から飯室にかけての保倉川沿いに浸水地区が広く分布する。その他に保倉川に合流する支流も含め安塚区、大島区にも浸水想定区域が存在するが、多くは土砂災害を含む複合的災害が想定されている。

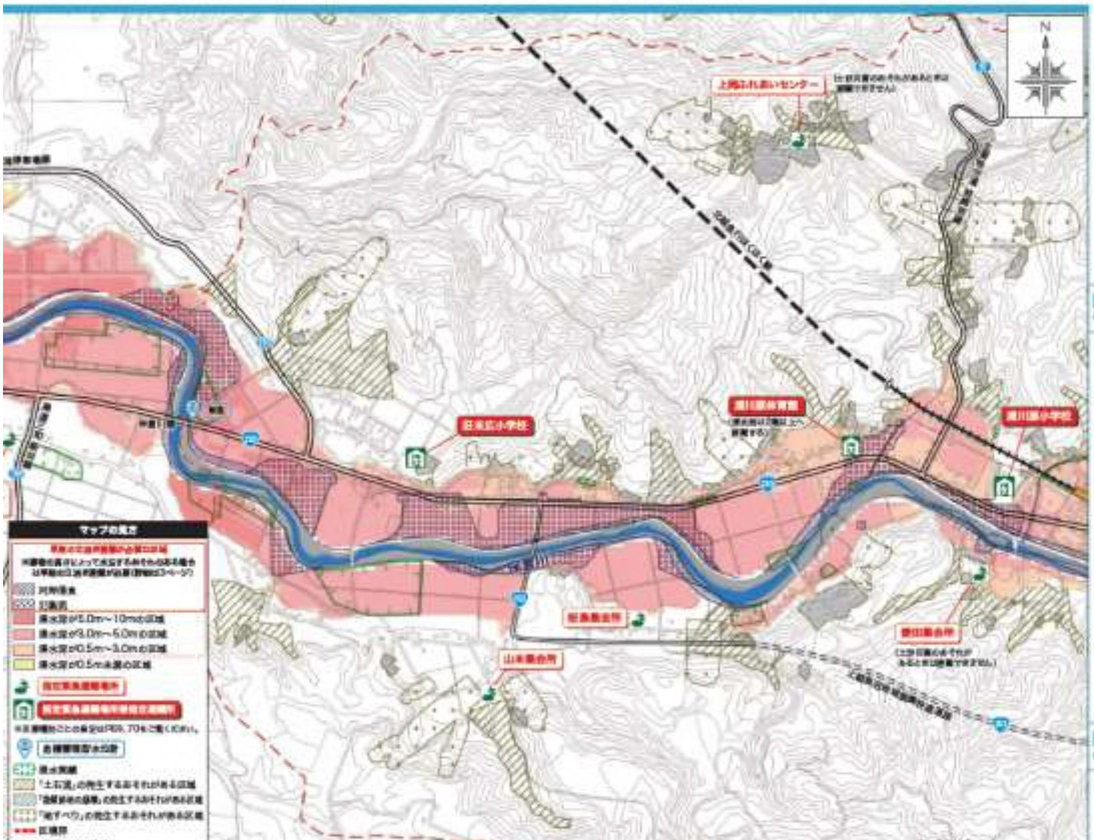

（土砂災害：ハザードマップ）
当市のハザードマップによると、当地区の一帯は地すべり等、土砂災害が生じるおそれがあるエリアとなっている。当地区の多くは山間部に位置し、川沿いに多くの集落が集積するほか、山間にも集落が点在しており、過去にも多くの土砂災害が発生している。川沿いにある各区の中心部のみハザードマップを下記に示したが、それ以外の地区は山間部が多く更に土砂災害が懸念される地区である。

（大島区大平・岡）

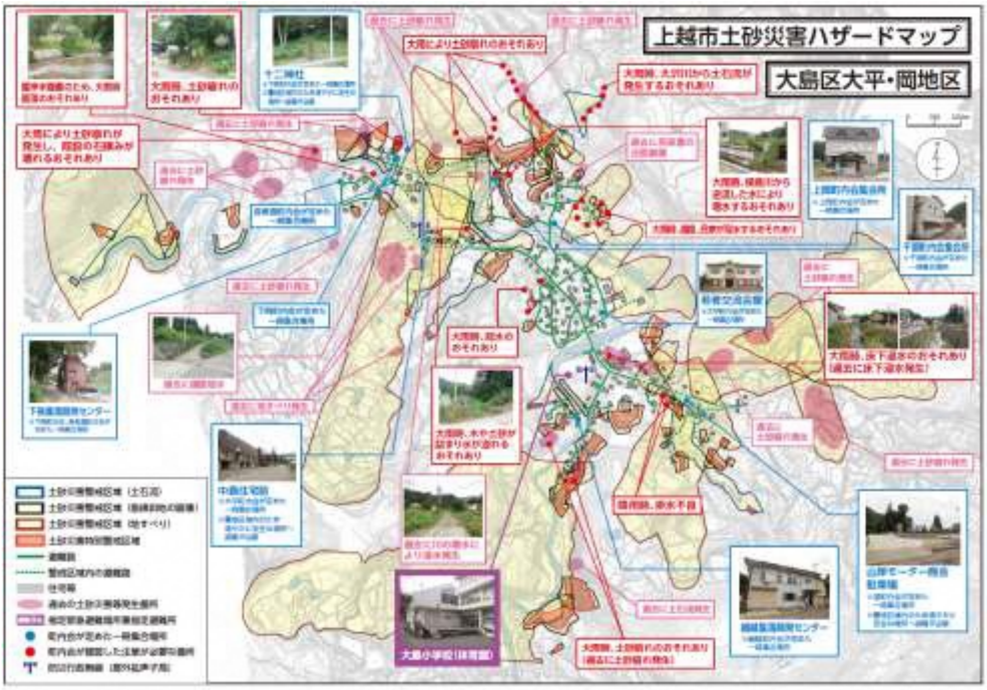

（浦川原区顕聖寺・有島）

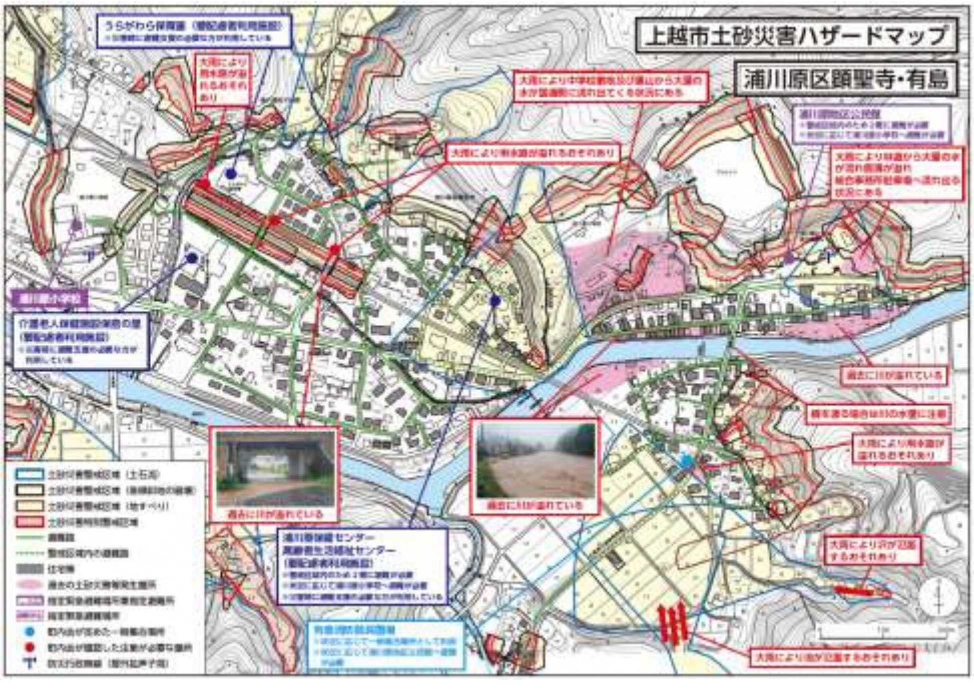

（安塚区安塚・上方・牧野）

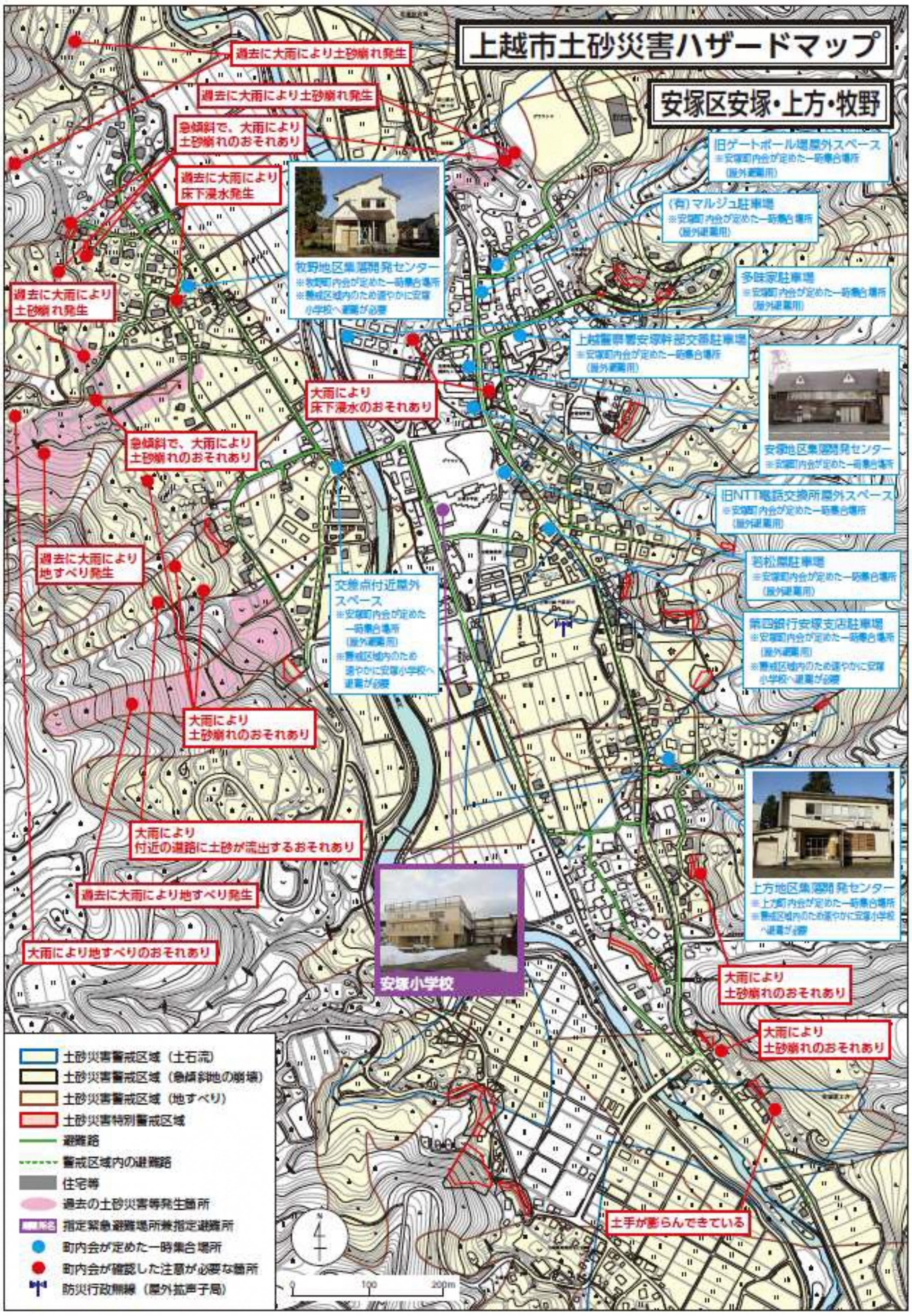

（地震：JOGMEC（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構）の資料）

当市の高田平野縁辺部には、高田平野西縁断層と高田平野東縁断層が存在することが指摘されている。その内、高田平野東縁断層は、板倉区、清里区、三和区及び頸城区の集落付近を通過しているため当地区への影響も大きい。

山地・丘陵地には、多くの地すべり指定地が分布する。これらの中山間地において大きな震動となる地震が発生した場合、平成16年（2004年）新潟県中越地震の旧山古志村（現長岡市）

等にみられたような大規模な斜面崩壊が多数発生するおそれがある。

地震に伴う斜面崩壊による重要交通路の遮断や山地・丘陵地内に位置する集落で被害が発生し、集落内の交通路遮断や孤立が発生する可能性がある。

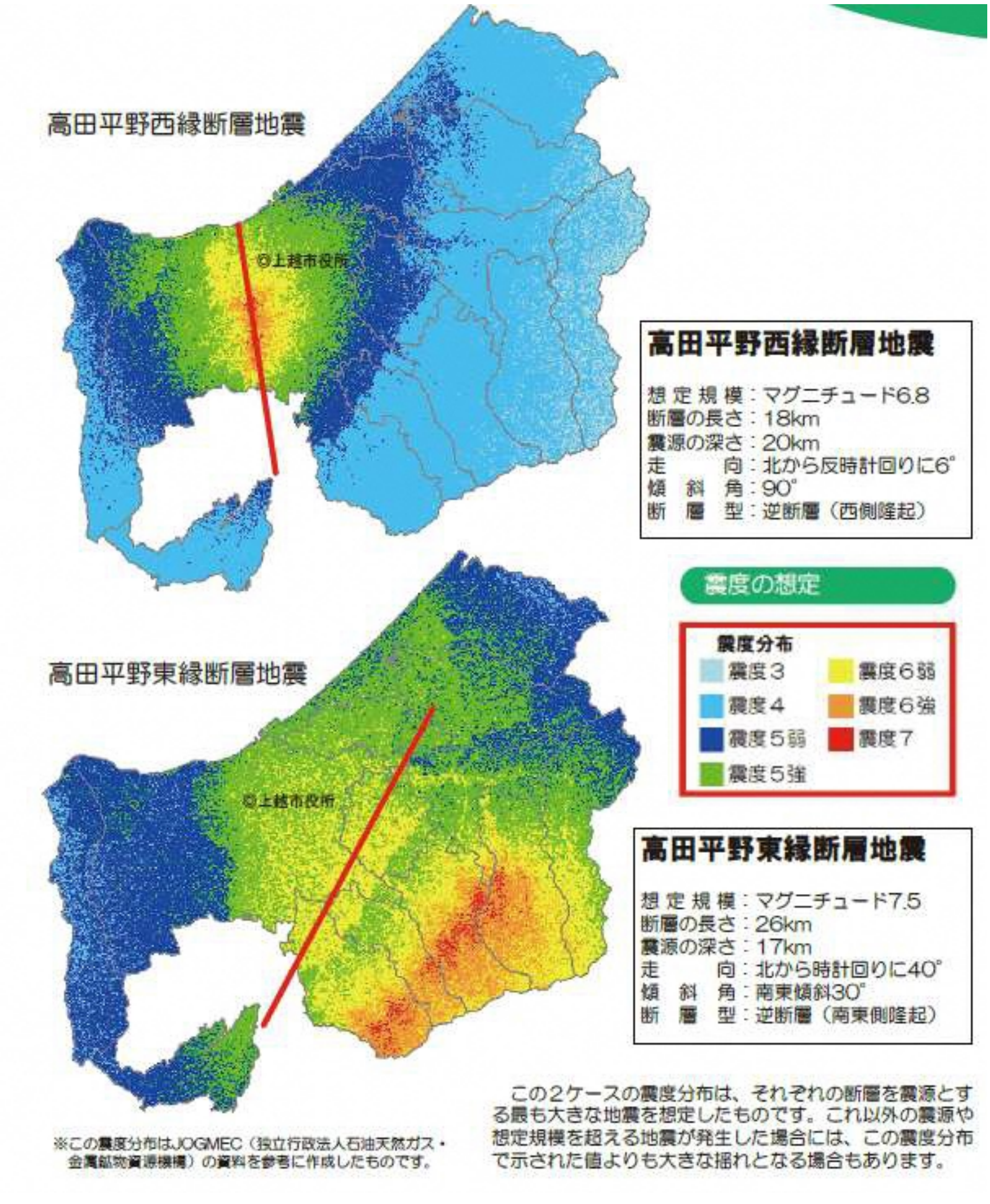

（雪害）

当市は全国有数の豪雪地帯であるが、中でも当地区の降雪量は多く、平成24年1月豪雪での最高積雪深は、安塚区須川で470㎝、大島区菖蒲で473㎝が記録されている。また、雪崩危険箇所は市域全体で174箇所のうち、当地区内（安塚区、大島区、浦川原区）には50箇所が存在する。短期間に集中した降雪や雪崩により、生活道路の不通や幹線道路における交通障害等市民生活や経済活動に大きな影響が懸念される。

（感染症）
新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で発生しており、世界的な大流行による国民生活への重大な影響が懸念されている。また、新型インフルエンザなどの新感染症は、国民のほとんどがウイルスに対する免疫を獲得していないため、全国的かつ急速なまん延により、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

（３）商工業者の状況（商工会の独自調査による商工業者名簿による。）
・商工業者等数　　　　　２７１人
・小規模事業者数　　　　２４３人
【内訳】　（R06.06.01 現在）

業　種		商工業者数	小規模 事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	８６	８１	地区内に分散している。
	製造業	３３	２７	地区内に分散している。
	卸売業	３	２	地区内に分散している。
	小売業	５３	４７	地区内に分散している。
	飲食店・宿泊業	２１	２１	地区内に分散している。
	サービス業	５７	５０	地区内に分散している。
	その他	１８	１５	地区内に分散している。

（４）これまでの取組
１）当市の取組
①上越市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
大規模災害に対応するため災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、上越市防災会議において上越市地域防災計画を策定している。地震災害対策編、津波災害対策編、自然災害対策編、原子力災害対策編、一般災害対策編の 5 編と資料編で構成されている。
災害発生時の防災活動を円滑に行うため、防災関係機関をはじめ、市民（要配慮者を含む）、自主防災組織、ボランティア団体、病院・社会福祉施設、協定先企業等が幅広く参加する防災訓練を原則として年 1 回以上実施する。

②食料・生活必需品等の備蓄
不意の災害発生により、市民が備蓄品を持ち出せない場合を想定し、整備計画に基づき、指定避難所等において物資等を備蓄する。
災害時の必需品のうち、市民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい発電機や暖房器具等の品目は、市での備蓄に努める。
備蓄物資は、極力指定避難所等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して配布・使用できるようにする。また、備蓄を行うに当たっては要配慮者、女性、さらに食物アレルギー患者等の食事に配慮する。

③上越市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
新型インフルエンザに係る対策について、平成 18 年８月に「新型インフルエンザ対策指針」を作成している。平成 21 年 10 月、それを具体化して「上越市新型インフルエンザ対策行動計画」を作成した。また、特措法第８条の規定により、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、従来の行動計画を見直し、新たな「上越市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成している。

２）当会の取組

① 事業者ＢＣＰに関する国の施策の周知

中小企業・小規模事業の災害発生時の備え・必要性について、ＢＣＰ計画の策定と運用に関する情報を広報媒体会報誌等でのＰＲや相談窓口にてチラシ・パンフレットの設置・配布などを行い、防災知識の普及啓発・周知を行っている。

②事業者ＢＣＰセミナーの周知

新潟県商工会連合会主催や関係機関で開催されるＢＣＰ関連セミナーについて、管内事業所へ周知し中小企業・小規模事業者の防災意識の普及啓発・推進を行っている 。

③損保会社と連携した損害保険への加入促進

会員の災害による多種多様なリスクに対応するため、休業補償保険制度やビジネス総合保険制度、業務災害保険制度などへの加入促進を行っている。また、新潟県火災共済協同組合と連携して、事業者の火災共済や自動車共済、所得補償共済等の加入促進を行っている。

④防災備品の備蓄

豪雪地帯のためスコップや軍手の用意があるほか、業務やイベント開催の関係で、ヘルメットや簡易食器やカセットガスボンベ並びにガスコンロ、ポリ袋、ライターなどの備蓄はあるが、肝心な非常食等の備蓄はない。

⑤市浦川原区総合事務所が実施する防災訓練へ参加

年２回行われる火災訓練には、職員が参加している。

Ⅱ　課題

危機管理マニュアルは作成済みであるが、日常の確認や訓練が無いため自然災害等の緊急時の取組体制は十分ではない。合併はしたものの職員数は少なく、さらに人事交流により地元職員は少ない状況である。日常での事前対策訓練並びに行政や関係機関との連携体制の確認が必要である。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ　目標

・地区内小規模事業者に対し災害等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
・平日・休日を問わず、発災時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間
（１）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和７年４月１日～令和１２年３月３１日） （２）事業継続力強化支援事業の内容 ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。 ＜１．事前の対策＞ ・平成２６年に制定した「商工会危機管理規程」や平成２６年に策定した「商工会危機管理マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。 １）小規模事業者に対する災害等リスクの周知 ・巡回経営指導等の機会を活用し、ハザードマップや過去の被災事例等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクやその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政の支援策の活用等）について説明する。 ・会報や市広報、ホームページ等において、国・県・市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者ＢＣＰに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。 ・小規模事業者に対し、事業者ＢＣＰ（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。 ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 ・感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。 ・感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。 ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ＩＴやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。 ２）商工会自身の事業継続計画の作成 平成２６年に制定した「商工会危機管理規程」は、令和５年に一部改正している。同じく平成２６年に策定した「商工会危機管理マニュアル」については、令和６年に一部修正している。本計画との整合性を整理して、商工会としての「事業継続計画」を今後策定する。 ３）関係団体等との連携 関係団体等、政府系・民間金融機関、損害保険会社等との共催にて普及啓発セミナーや、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介等に関する個別相談会など、普及啓発に繋がる事業を連携して行う。 ４）フォローアップ ・上越市と上越市商工会連絡協議会（市内の商工会で組織している。）で定期的に災害発生時に速やかに応急対策等を取組める体制の状況確認や改善点について協議する。 ・上越市及び政府系・民間金融機関、損害保険会社等と連携して、小規模事業者のＢＣＰ等策定支援、取組状況の確認にあたる。 ５）当該計画に係る訓練の実施 市浦川原区総合事務所と年２回の火災訓練を実施しているが、自然災害を想定した連携体制

についても協議していく。商工会理事会でも災害時の連絡体制等について定期的に確認する。

＜２．発生後の対策＞

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

１）応急対策の実施可否の確認

・発災後２時間以内に職員の安否確認を行う。（ＳＮＳ等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、上越市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

２）応急対策の方針決定及び情報共有

・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨における例）　職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。

・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

・大まかな被害状況を確認し、３日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内１０％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内１％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内１％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～１週間	１日に２回共有する
１週間～２週間	１日に１回共有する
２週間～１ヶ月	１週に２回共有する
１ヶ月以降	１週に１回共有する

・当市で取りまとめた「上越市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜３．発生時における指示命令系統・連絡体制＞

・平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
・当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。
・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

＜連絡ルート＞

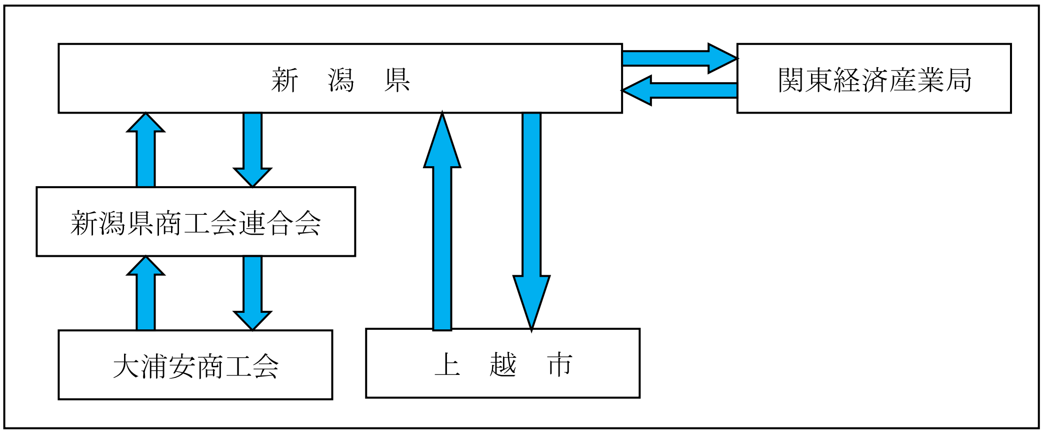

＜４．応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援＞
・相談窓口の開設方法について、上越市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
　商工会災害対策本部と同様に考え基本的には当会事務所に設置し、事務所が被災し使用できない場合は、次の場所に相談窓口を設置する。
　　第１候補：上越市浦川原地区公民館
　　第２候補：上越市浦川原保健センター・高齢者生活福祉センター
・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜５．地域内小規模事業者に対する復興支援＞
・県の方針を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他
・上記内容に変更が生じた場合は、県へ報告する。

（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

（令和７年４月現在）

（１）実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制　等）

災害対策本部を本会事務所に設置する。本会事務所が被災したときは、被災状況に応じて適切と考えられる場所を借用し災害対策本部を設置する。

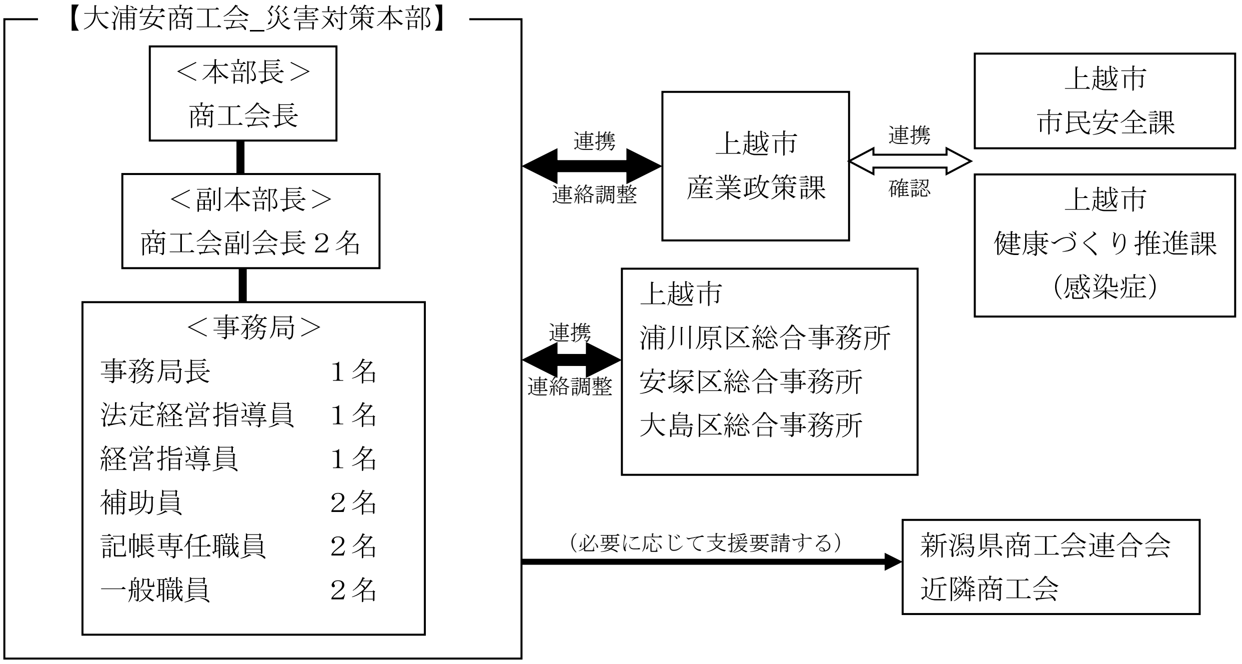

（２）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 加藤　利弥（連絡先は後述（３）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（１年に１回以上）

（３）商工会、関係市町村連絡先

①大浦安商工会　経営支援室

〒942-0307　新潟県上越市浦川原区釜淵５

TEL：０２５-５９９-２２０６　/　FAX：０２５-５９９-２０９２

E-mail：ohurayasu@shinsyoren.or.jp

②上越市役所　産業政策課

〒943-8601

新潟県上越市木田１-１-３

TEL：０２５-５２０-５７２９　/　FAX：０２５-５２０-５８５２

E-mail：sangyou@city.joetsu.lg.jp
・浦川原区総合事務所// TEL：０２５-５９９-２３０１　/　FAX：０２５-５９９-２２２５
・安塚区総合事務所　// TEL：０２５-５９２-２００３　/　FAX：０２５-５９２-３５０５
・大島区総合事務所　// TEL：０２５-５９４-３１０１　/　FAX：０２５-５９４-３１０５

※ その他
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
必要な資金の額	２８０	２８０	２８０	２８０	２８０
・専門家派遣費	６６	６６	６６	６６	６６
・協議会運営費	２４	２４	２４	２４	２４
・セミナー開催費	６６	６６	６６	６６	６６
・パンフ、チラシ作成費	１１０	１１０	１１０	１１０	１１０
・防災、感染症対策費	１４	１４	１４	１４	１４

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、上越市補助金、新潟県補助金、事業収入　等

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

（別表４）

　事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
＜　該当なし　＞
連携して実施する事業の内容
＜　該当なし　＞
連携して事業を実施する者の役割
＜　該当なし　＞
連携体制図等
＜　該当なし　＞